

いわき都市計画地区計画の決定（いわき市決定）

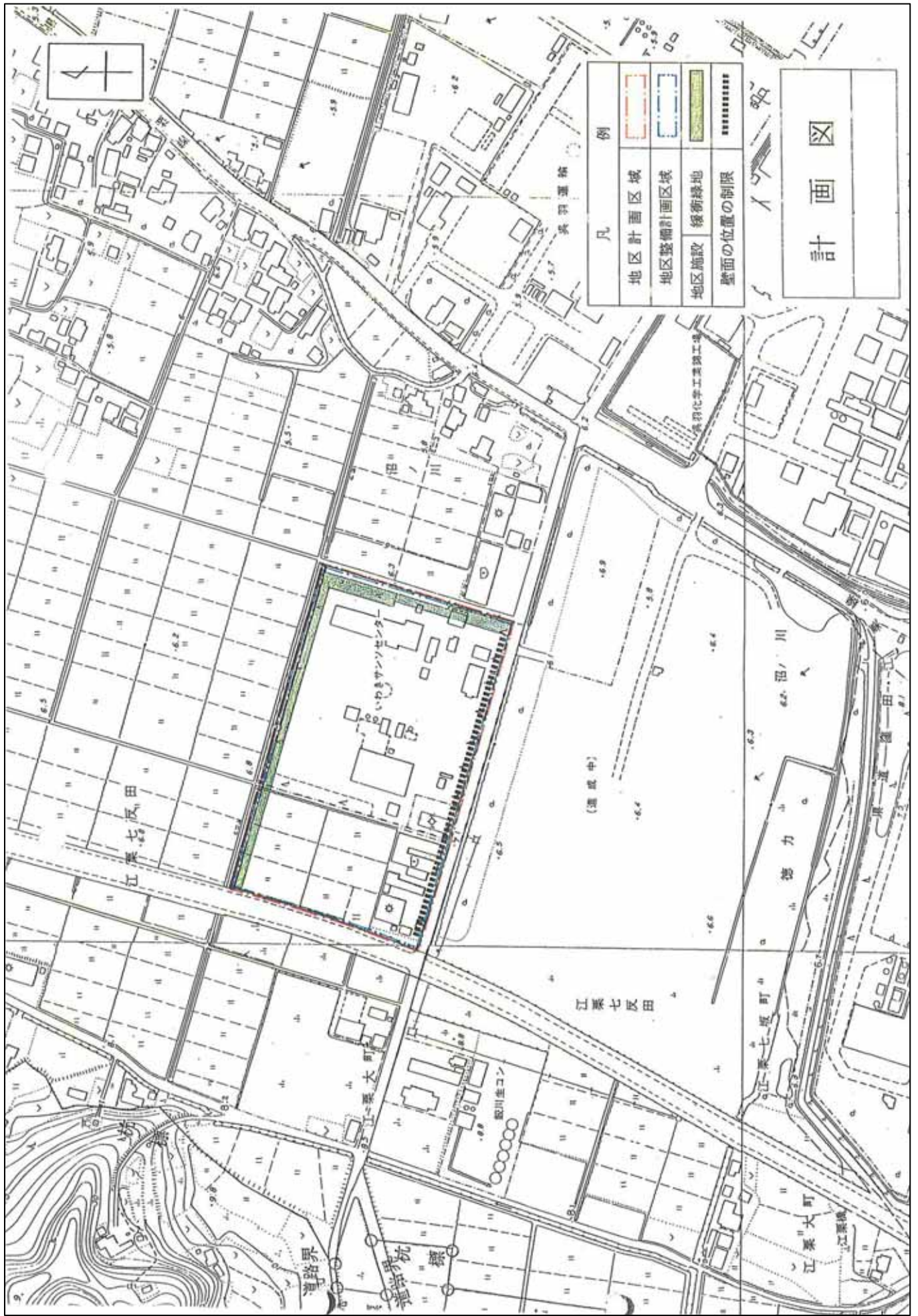
都市計画錦町徳力地区計画を次のように決定する。

名	称	錦町徳力地区計画	
位	置	いわき市錦町徳力及び錦町江栗七反田の各一部の区域	
面	積	約 3.2ha	
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	<p>本地区は、勿来地区錦町の西北部に位置し、地区の南側はいわき市南部方面における工業の拠点地区を形成している工業専用地域と隣接している。また、本地区は、常磐自動車道勿来ICから約2.5kmに位置しており、地区の西側で面している（都）勿来岩間線及び（都）馬上土取線（いずれも整備済）を經由してアクセス可能であり、高度な工業的土地利用の可能な地区である。</p> <p>そこで、地区周辺に環境悪化をもたらさないように配慮しながら、地区の南側及び東側の重化学工業集積地区との一体的な発展と良好な工業地区の創出と保全を図り、さらに不適格建築物となっている建築物の都市計画的観点からその位置付けを明確にすることにより、適性かつ合理的な土地利用へと誘導し、優れた都市の生産環境を形成し保持することを本地区計画の目標とする。</p>	
	土地利用の方針	工業専用地区としての発展を計画的に行い、重化学工業施設用地及び関連施設用地としての土地利用を図る。	
	地区施設の整備方針	<p>周辺環境の保全のために、高木の緑地帯を整備する。</p> <p>ただし、（都）勿来岩間線沿線の本地区への出入り口は除く。</p>	
	建築物の整備の方針	良好な工業生産環境を創出し保全するために、敷地面積の最低限度及び美観上等からの配慮により、垣・柵の構造の制限を行う。	
	その他該当地区の整備・開発及び保全に関する方針	———	
地区整備計画	地区施設の配置及び規模	緩衝緑地 幅員5m以上とし、高木の緑地帯を整備する。 面積約2,000㎡	
	建築物等に関する事項	建築物の敷地面積の最低限度	200㎡
		建築物等の形態又は意匠の制限	計画図に示した道路に接する敷地（計画図に.....で表示）における建築物の外壁、又はこれに代わる柱の面及び高さ2メートルを越える門もしくはへいから、当該道路境界線までの距離は3m以上、隣地境界までは1メートル以上とする。
		垣又は柵の構造の制限	生け垣又は高さが1.2メートル以下の透視可能な材料（高さが60センチメートル以下の部分はこの限りでない。）で造られたものとする。
備	考		

「区域、地区施設の配置及び壁面の位置の制限は計画図表示のとおり」

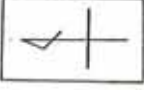
理由

当地区は、南側において重化学工業が集積整備され都市的利用が図られている。よって、重化学工業の集積地区として一体的な発展と良好な工業地区の創出を図り、適性かつ合理的な土地利用へと誘導し、優れた都市の生産環境を形成し保持するため、本案のように決定しようとするものである。



凡 例	
	地区計画区域
	地区整備計画区域
	地区施設 緩衝緑地
	壁面の位置の制限

計画図



江東七反田

江東七反田

徳力

江東大町

江東大町

いわざんセンター

配川生コン

徳力化学工業株式会社

(道成中)

道路界

境界杭

標

江東橋

東一丁目

徳力

江東七反町

徳力

徳力

徳力

徳力

徳力

徳力

徳力

徳力

徳力

徳力

徳力

徳力

徳力

徳力

徳力

徳力

徳力